

# 「その他の給食施設」用

健康増進法に  
基づく

# 届出様式ができました

(令和3年度から)

これまで、食数の規模に係わらず「その他の給食施設」も特定給食施設の届出様式を準用してきました。このたび、新たに「その他の給食施設」用の届出様式を定めたので、今後、届出事項を変更するときや給食を廃止又は休止するときは、「その他の給食施設」の届出様式で提出してください。

## 「その他の給食施設」とは

特定給食施設以外の施設で、特定かつ多数の者に対して継続的に1回20食以上又は1日50食以上の食事を提供する施設（施設種類の分類「その他」とは異なります。）

※特定給食施設：特定かつ多数の者に対して継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を提供する施設（健康増進法第20条第1項） **特定給食施設の届出様式に変更はありません**

### ◆届出事項を変更するとき

その他の給食施設届出事項変更届（別記様式第2号）

年 月 日

東京都知事 殿

郵便番号

住 所

設置者 (ふりがな) 氏 名

電話番号

法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び電話番号並びに代表者の氏名

**その他の給食施設届出事項変更届**

下記のとおり、給食施設に係る届出事項を変更したので、届け出ます。

記

1 給食施設名称

2 所在地

3 変更内容 次のとおり

変更事項	変更前	変更後
該当するものに○を付けてください。		
設置者の住所		
設置者の氏名		
給食施設の名称		
給食施設の所在地		
給食施設の種類		
給食の開始予定日		
1日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数		
管理栄養士の員数		
栄養士の員数		

### ◆給食を廃止又は休止するとき

その他の給食施設廃止（休止）届（別記様式第3号）

年 月 日

東京都知事 殿

郵便番号

住 所

設置者 (ふりがな) 氏 名

電話番号

法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び電話番号並びに代表者の氏名

**その他の給食施設廃止（休止）届**

下記のとおり、給食を廃止(休止)したので、届け出ます。

記

給食施設の種類	給食施設の種類
郵便番号	
年 月 日	
年 月 日	
廃止（休止）の理由	

**Point**

表題に「その他の給食施設」と記載のある様式が新しい様式です。記入内容は今までどおりです。

変更等があった日から 1か月以内に所管保健所へ 2部提出してください（別途、1部は施設で保管してください）。

※ 給食開始届も「その他の給食施設」用の届出様式があります。

※ 「その他の給食施設」の食数が「特定給食施設」の基準に達した場合は、「特定給食施設」の様式を使用して届出てください。

各届出様式は保健所のホームページからダウンロードできます。

（保健所窓口でも配布しています。）

東京都 給食施設届出

検索



問合せは、管轄の保健所の保健栄養担当宛てにお願いします。